

## は し が き

現代の企業が事業活動を展開するに際し、企業活動にかかわるさまざまな法律問題に直面することになる。そのような法律問題あるいは法律問題のベースとなる関係法律の理解なくして、企業を取り巻く環境の下で事業活動を推進することは不可能といえる。どのような業種の企業であっても、数多くの関係法律による規制を受けながら、あるいはそれらの関係法律が定めるルールに従って事業活動を行わなければならない。

しかしながら、現代の企業経営にかかわる法律問題は多岐にわたり、かつ複雑であることから、その全容を把握し理解することは容易なことではない。企業経営にかかわる法律問題をいわば体系的に整理し、その基本原則を理解しつつ、実際の企業経営に活かすことは可能であろうか。

本書「企業経営のための経営法学」は、そのような試みを実現すべく、「法と経営」という観点から企業経営にかかわる法律問題および関係法律を論理的に整理したものである。

本書執筆の動機は、筆者が慶應ビジネススクール（KBS）において、長年、「経営法学」という科目を担当した経験から、経営法学の概説書が必要であるとの認識を深めたことに由来している。

本書は、企業経営にかかわる法律問題についての多様な視点を整理して、12の章から構成されている。第1章は「企業形態」である。特に株式会社以外の企業形態として、合同会社および有限責任事業組合を取り上げている。株式会社については、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社の類型とともに、上場会社に関して、コーポレートガバナンス・コードを紹介している。

第2章は「コンプライアンス経営」である。コンプライアンス経営を実現するためにコンプライアンス・システムをどのように企業内に定着させるべきかを検討する。特に経営トップが暴走した場合、コンプライアンス・システムが有効に機能するかが問題である。

第3章は「企業統治」である。アメリカ型コーポレートガバナンスに比して、日本型コーポレートガバナンスの特徴を把握する。特に非財務情報の積極的開示の必要性および社外取締役の活用を検討する。

第4章および第5章は、「事業戦略」としての事業提携・合弁および合併・買収である。それぞれの事業戦略の有用性と機能を理解しつつ、企業が具体的な事業戦略を推進するに際して、当該事業戦略の目的、相手方企業との関係や事業環境を勘案して、それぞれの事業戦略をどのように使い分けるべきかを検討する。さらに、これらの企業結合が競争秩序に大きな影響を及ぼすことから、競争法による規制を検討することは重要であり、これらの企業結合に対するわが国独占禁止法の規制の考え方を紹介する。

第7章は「取引管理」である。わが国企業は物品の販売・購入を海外市場に大きく依存している。国際物品売買に関する国連条約を取り上げ、国際取引のルールとしての基本原則を解説し、その活用を図ることを検討する。

第8章は「知的財産管理」である。企業にとって、営業秘密はきわめて重要な知的財産である。営業秘密の要件やその保護体制について、どのような規制がなされているか、また、不正競争防止法が、営業上の利益の侵害行為による不正競争の防止を図るためにどのように規制しているかを紹介する。

第9章は「公正競争」である。アメリカの製造物責任法およびわが国の製造物責任法の基本原則を解説し、製造物責任対策を検討する。また、消費者契約法がどのように消費者を保護する措置を講じているかを紹介する。さらに、公正な競争を確保するために、わが国独占禁止法が事業者による競争の実質的制限や不正な取引方法に関してどのような規制を定めているかを解説する。

第10章は「人材管理」である。セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの禁止のために、男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法が、事業主が講ずべき措置をどのように規制しているかを検討する。また、労働者を保護するために、労働契約法がどのような基本原則を定めているかを紹介する。さらに、働き方改革関連法の一環として、パートタイム・有期雇用労働法が短時間労働者の保護のためにどのような基本原則を定めているかを紹介する。

第11章は「グループ子会社管理」である。親会社はグループ子会社の事業活

動をコントロールしている限り、子会社の不法行為に対して責任を負うことになるという法理論を解説するとともに、親会社は子会社の内部統制システムおよびコンプライアンス・システムの構築に積極的に関与する必要性を検討する。

第12章は「紛争管理」である。企業の事業活動にかかわる紛争が、当事者間の交渉によって解決できなければ、最後の手段は訴訟による決着である。国際訴訟の基本原則とルールを解説するとともに、国内および海外における訴訟の対策を検討する。

本書「企業経営のための経営法学」が、企業経営にかかわる法律問題や「法と経営」に関心をもつ、企業の法務部門・企画部門・事業部門等の実務家、ビジネススクール・経営学部や法学部の学生、大学等の法学や経営学の研究者、さらには企業の経営幹部や経営者の方々が経営法学を理解する上でお役に立つことを願っている。

最後に本書の刊行に際して、大学教育出版の佐藤守社長には本書の意義を理解していただき、大変お世話になった。心から感謝申し上げます。

2021年1月

井原 宏



企業経営のための経営法学

---

目 次

はしがき	.....	i
<b>第1章 企業形態</b>	.....	1
1 株式会社	1	
2 上場会社	4	
3 合同会社	8	
4 有限責任事業組合	10	
<b>第2章 コンプライアンス経営</b>	.....	13
1 コンプライアンス経営の目的	13	
2 コンプライアンス・プログラム	14	
3 内部通報制度	19	
4 コンプライアンス・システムの整備・強化	22	
<b>第3章 企業統治</b>	.....	29
1 アメリカ型コーポレートガバナンス	29	
2 日本型コーポレートガバナンス	33	
3 社外取締役	34	
4 コーポレートガバナンス形態の強化	38	
5 企業情報の開示規制	39	
6 情報開示によるコーポレートガバナンス	43	
7 マネジメントの説明責任	53	
<b>第4章 事業戦略1</b>	.....	60
1 事業提携の形態	60	
2 合弁契約	70	
3 合弁会社の経営と支配	77	
4 合弁関係の解消	85	
<b>第5章 事業戦略2</b>	.....	90
1 買収の形態	90	
2 買収のプロセス	94	
3 買収契約	99	
4 買収後の統合	117	
<b>第6章 事業戦略3</b>	.....	122
1 買収・合弁事業に対する独占禁止法による審査	122	
2 一定の取引分野	127	
3 競争の実質的制限	132	

<b>第7章 知的財産管理</b> .....	157
1 営業秘密保護	157
2 不正競争防止法	165
<b>第8章 取引管理</b> .....	178
1 契約の総則	178
2 契約の成立	182
3 契約の内容	190
4 契約の履行・不履行	194
5 契約の解除	201
6 損害賠償	204
<b>第9章 公正取引</b> .....	209
1 製造物責任	209
2 消費者契約法	222
3 独占禁止法違反	238
<b>第10章 人材管理</b> .....	244
1 ハラスメントの禁止	244
2 労働契約法	252
3 パートタイム・有期雇用労働法	259
<b>第11章 グループ子会社管理</b> .....	262
1 コントロールする親会社の不法行為責任を拡大する法理論	262
2 グループ子会社のコントロールと親会社の責任	268
3 グループ子会社の内部統制システムと コンプライアンス・システム	269
<b>第12章 紛争管理</b> .....	273
1 クレーム処理	273
2 訴訟への対応	278
3 国際訴訟	280
<b>事項索引</b> .....	291





# 第1章 企業形態

## 1 株式会社

すべての株式会社は、株主総会とともに取締役を1名以上設置しなければならない（会社法326条1項）。しかしその他の機関（取締役会、監査役、監査役会、会計監査人、会計参与、監査等委員会、指名委員会等）については、会社の業態や規模などに応じて選択することができる（326条2項）が、327条および328条で一定の規制がなされている。

### (1) 監査役会設置会社

監査役会設置会社は、取締役会および監査役会で構成され、さらに大会社に該当する場合には会計監査人も設置する必要がある。なお、取締役、監査役はともに3名以上が必要である。取締役会は、取締役全員により構成され、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する（362条2項）。また、取締役の中から代表取締役1名以上を選定するほか、役付取締役（社長、副社長、専務、常務など）、支配人など重要な使用人を選任する。

代表取締役は、会社の営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為ができる会社の代表機関で、使用人を雇用して日常業務を執行する。監査役は、社外監査役が半数以上、常勤監査役が1名以上必要である。監査役は、業務監査、会計監査を独任制で行うが、監査役会を構成して監査方針などを定め、監査報告の作成を行う。

## (2) 指名委員会等設置会社

取締役会と会計監査人に加え、指名・監査・報酬の各委員会と執行役を機関として設置することに大きな特徴がある。当該制度の目的は、取締役の人選、業務執行の監査および取締役・執行役の報酬を、過半数が社外取締役からなる委員会で決定することにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する点にある。各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選任され、各委員会は、取締役3名以上で、その過半数が社外取締役である者により構成される。なお、指名委員会等設置会社の取締役は、会社の支配人その他の使用人を兼ねることはできず（331条4項）、また、監査委員は、会社もしくはその子会社の執行役もしくは業務執行役または子会社の会計参与もしくは支配人その他の使用人を兼務することはできない（400条4項）。

指名委員会では株主総会に提案する取締役の選任議案の内容を、報酬委員会では取締役・執行役の個人別報酬の内容をそれぞれ決定し、また、監査委員会では取締役・執行役の職務執行の監査（妥当性監査を含む）を行うとともに、会計監査人の選任議案の内容を決定する（404条）。

取締役会では、各委員会の委員の選定、解職および執行役の選任、解職、代表執行役の選任、解職を行う他は、経営の基本方針、監査委員会の職務執行に必要な事項、執行役の職務の分掌その他会社の基本的な事項の決定、執行役の職務執行の監督を行うにとどまり、その業務決定権限は執行役に大幅に委譲される。

指名委員会等設置会社では、取締役が業務執行を行うことはできず、執行役が業務執行を行う。執行役は、取締役会で選任され、任期は1年（選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで）である。会社を代表する代表執行役も取締役会で選任されるが、執行役1名の場合には、当然に代表執行役となる。執行役は、取締役会から委任された事項を決定し、会社の業務を執行する。

このため、執行役は、3カ月に1回以上、取締役会に執行状況を報告し、取締役会の要請があれば説明もしなければならない。また、取締役会のように、他の執行役を監視する義務はないものの、職務の執行につき当然善管注意義務

を負う。したがって、任務懈怠によって会社に生じた損害や、過失によって第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

### (3) 監査等委員会設置会社

監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の中間的な制度として、監査等委員会設置会社が2014年改正会社法で導入された。この新制度では、監査等委員会を設置すれば足り、指名委員会および報酬委員会を設置することは要せず、各社が自社の経営方針に沿って柔軟な体制を構築することを可能としている。なお、監査等委員会設置会社では、執行役も選任されず、代表取締役等が業務を執行する。

監査等委員の独立性を確保するため、監査等委員会設置会社についても監査役会制度と類似のルールを採用している。つまり、監査等委員となる取締役はその他の取締役とは区別して（329条2項）株主総会で選任され、その報酬も定款または株主総会にて定めるものと規定されている（361条3項）。また、監査等委員は株主総会の特別決議で解任される。監査等委員会は、監査等委員の選任・解任・辞任等について株主総会で意見を述べることができ（342条の2、1項）、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない（344条の2、1項）。

監査等委員会は、3人以上の監査等委員で構成され、その過半数は社外取締役でなければならない。監査等委員には、監査役と同様の権限が付与されているが、監査等委員は、独任制を採用しておらず、委員会が選定する監査等委員が監査等委員会を代表して権利を行使する。なお、監査等委員である取締役は、会社もしくはその子会社の業務執行取締役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の会計参与もしくは執行役を兼ねることはできない（331条3項）。

当該制度では、指名委員会等設置会社の指名委員会・報酬委員会の機能の一部を監査等委員会に担わせており、監査役会設置会社に比べ、監督機能を強化している。すなわち、監査等委員は、監査等委員でない取締役の選任・解任・辞任等について、株主総会で監査等委員会の意見を述べることができる（342条の2、4項）。